

## 背景

環境への関心が高まり、再生プラスチックをリサイクルして食品用器具・容器包装を製造する動きが活発になっている。再生プラスチックに混入する化学的な汚染物質が最終製品に残存して食品中に移行し、健康被害を引き起こすような製品が流通しないように**安全性には十分な配慮**が必要となっている。

平成24年4月

## 「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」

### 適用範囲

再生プラスチック材料を使用して食品用器具及び容器包装を製造する場合

### 再生工程の分類と定義

#### (1) 物理的再生法

- ・粉砕してフレークとし、洗浄を繰り返し、比重の差や、風乾時に異物を吹き飛ばすなどの不純物除去を実施

主に物理的、機械的な処理による再生法であり、再生工程中では**基ポリマーの変化なし**

#### (2) 化学的再生法

- ・使用済みプラスチック製品を加熱、化学反応等により原料物質（モノマー）等に分解
- ・得られた分解物を蒸留、結晶化などにより精製し、再び重合（ポリマー）
- ・バージンモノマーを加える場合あり

ポリマーの分解及び再重合という**化学的変化**を含む再生法

### 原料の範囲に関する留意点

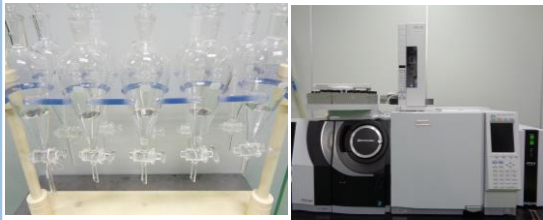
原料は**食品用途の使用済みプラスチック製品を分別回収したもの**に限定  
ただし、汚染物質が十分に低減されればこの限りではない



## 汚染物質が混入しないことの保証

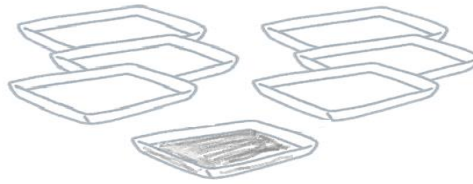
### 代理汚染物質を用いた確認試験

汚染させた原料で製造し  
残存量等を確認



### 希釈率等に基づく代理汚染試験の代替法

製造工程での汚染物質の希釈率と除去率から実証



### 表面を機能性バリアで覆う等の技術的措置

機能性バリアの使用

#### 食品側



### 食品衛生法に基づく検査

厚生労働省  
(登録検査機関)

### 高分子材料の試験

強度試験

酸素透過度試験

### 抗菌能力に関する試験

JNLA 登録機関

#### ◆東京事業所

〒135-0062  
東京都江東区東雲2-11-17  
TEL : 03-3527-5115  
FAX : 03-3527-5116  
E-mail : tokyo@jcii.or.jp



#### ◆大阪事業所

〒577-0065  
大阪府東大阪市高井田中1-5-3  
東大阪市立産業技術支援センター内  
TEL : 06-6788-8134  
FAX : 06-6788-7891  
E-mail : osaka@jcii.or.jp

